

2011年7月

お客様各位

ヤマト運輸株式会社
グローバル SCM 事業本部
海外生活支援サービス課

アメリカ合衆国 “情報公開法” に関するお知らせ

米国への引越では、お客様のお荷物を船や飛行機に搭載する前に、輸送会社が米国税関国境警備局（CBP）に対し、お客様の情報を申告し、了承を得る必要があります。この手続きは当社で引越のお手伝いをさせていただきお客様のお荷物についても等しく要求されるものです。

他方、米国では、情報を一般開示する事が法的に認められており、米国税関国境警備局（CBP）を含む米国の公的機関は、保有する情報について、民間からの開示要求に応じる義務（※）があります。

（※「情報公開法（Freedom of Information Act）」により）

そのため、米国には、この制度を利用し、情報公開法に基づき公的機関より取得した情報をウェブサイト公開する企業が存在します。

このようなビジネスも、米国においては合法であるとされているため、米国向け及び米国経由で引越荷物を送られるお客様の情報（お名前・ご住所・お荷物量など）が、このような業者によってウェブサイト等へ掲載される可能性があります。

当社がウェブサイト等への情報掲載業者に対して、お客様の情報を公開することは一切ございませんが、このような業者の情報掲載について、米国においては合法とされていることをご理解いただければ幸いです。

本件に関するお問い合わせ先はこちら

ヤマト運輸株式会社 グローバル SCM 事業本 海外生活支援サービス課

E-mail : yamato-moving@y-logi.com